



子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の申請はお済みですか？

■ 申込み期限：令和4年2月28日まで ■ 給付額：児童ひとりあたり一律5万円

■ 給付対象：①公的年金等を受給しているひとり親家庭の方
②新型コロナの影響で家計が急変したひとり親家庭の方

※現在までに申告をしていない方
※児童扶養手当法に定める「養育者」の方

※公的年金とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。
※すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。



■ 申請手続：うきは市福祉事務所子育て支援係の窓口へ申請書および添付書類を提出してください。

また、窓口に直接ご提出が難しい場合には下記までご相談ください。

※添付書類等については、うきは市HPをご確認ください。

給付対象となっている場合でも、ひとり親世帯以外の「低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

● 問合せ 福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961
厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」コールセンター ☎0120-400-903（平日9:00～18:00）



イノシシ等の被害防止事業（侵入防止柵）

この事業は国の鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、イノシシ等の被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵の設置を推進するものです。原則3戸以上の農家で構成される一団の農地が対象となります。希望する人は、下記までご連絡ください。

■ 受付期間：2月15日（火）～2月28日（月）

■ 受付場所：うきは市農林振興課 農政係

■ 事業内容：①イノシシ侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵）の設置
②資材（ワイヤーメッシュ柵）の貸与

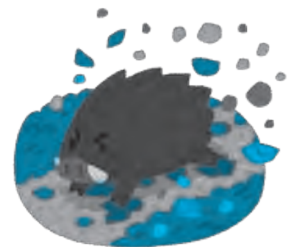
■ 個人負担：無料（設置は、農家負担）

■ 要件：事業実施農家が原則3戸以上であること
侵入防止柵を整備する上で、耕作地が連続している圃場
設置による経済効果が見込まれること

■ 申請に必要なもの：圃場の地番、作付品目、申請代表者の印鑑

■ 設置時期：令和4年12月～令和5年2月末（予定）

※国庫補助事業のため事業量に限りがあります。また、地区ごとに出来るだけ大きく囲むことを計画しているため、実施地区を調整させていただき、後日、事業決定のお知らせをします。



● 問合せ 農林振興課農政係 ☎75-4975